

武公第21-2号  
令和3年3月1日

公 告

武田薬品健康保険組合  
理事長 小川寛六

任意継続被保険者の標準報酬月額について

令和3年度の掲題の金額を次のとおり公告します。

- 健康保険法第47条第2号に定める令和2年9月30日における  
当組合全被保険者の同月の標準報酬月額を平均した額  
590,240.60円
- 当組合同規約第43条第2項の法第3条第4項の規定による被保険者の標準  
報酬月額は上記1.の額の100分の100に相当する額  
590,240.60円
- 従って、上記2.の額を法第40条の標準報酬等級区分にあてはめると次のとおり  
となります。  
これは任意継続被保険者に適用する上限の金額であり、令和3年4月1日(令和  
3年度分前納保険料)からの適用となる。

等 級	標準報酬月額	報酬月額
33級	590,000円	575,000円以上～605,000円未満

以 上